

## 登録有形文化財（建造物）に関する各種補助事業

### 【登録有形文化財建造物修理等事業】 補助率50%（表0-1参照）

※設計監理事業：文化財建造物保存修理技術者の技術指導が必須

※公開活用事業：「保存活用計画」策定が必須

⇒公開活用に資する設備の整備

⇒公開活用に資する付属施設の整備

⇒公開活用の安全性確保に必要な防災設備等の整備及び耐震対策工事

### 【観光拠点整備事業】 補助率50%+条件により加算（表0-2参照）

※外国人観光客の入込数目標値及び計測方法設定が必須

### 【地域文化財総合活用推進事業】 補助率50%（表0-2参照）

※「文化財保存活用地域計画」等の策定が前提

表0-1 登録有形文化財建造物修理等事業の概要

登録有形文化財建造物修理等事業			
事業名	① 設計監理事業 (災害復旧含む)	② 公開活用事業	③ 災害復旧事業
補助事業者	所有者・管理団体  地方公共団体 ・独立行政法人 ・国立大学法人 ・学校法人 ・公益法人		※大規模な災害を受けて行う災害復旧工事とし、その対象は別に定めます。全ての災害復旧に対応するものではありません。
必要条件 (文化財保存の観点)	文化財建造物保存修理技術者の技術指導	保存活用計画 (未策定の場合は策定経費のみ対象)	
補助率 (上限額)	50% (再生・過疎・沖縄加算)	50% (再生・過疎・沖縄加算)	50%
補助対象経費	【修理工事】の設計監理料 (×工費経費は対象外)	【保存活用計画の策定】策定経費 【活用設備・安全対策】工事経費・環境整備費・設計監理料など (×修理工費経費は対象外)	【災害復旧工事】工事経費（耐震補強含む）・設計監理料 ・技術指導料等 (×活用設備・安全対策は対象外)
担当	文化財第二課 登録部門等		

表0-2 登録有形文化財建造物 観光拠点整備事業、地域文化財総合活用推進事業の概要

	観光拠点整備事業	地域文化財総合活用推進事業	
事業名	④ 高付加価値化改修事業 ⑤ 美観向上整備事業 ⑥ 活用環境強化事業	⑦ シンボル事業	
補助事業者	観光振興事業費補助金交付要綱別表で定める市区町村又は訪日外国人旅行者の来訪が増加することが見込まれ、受入環境整備の必要性が特に認められる市区町村（①訪日外国人旅行者の来訪が多い市町村 ②世界遺産、日本遺産、国営公園、国立公園満喫プロジェクトを実施している国立公園又は重伝建地区等が所在する市町村 ③国際的なイベント等の開催を予定している市区町村 等）に存するものとする。  地方公共団体 ・独立行政法人 ・国立大学法人 ・学校法人 ・公益法人 ※解説整備は全事業者対応	市区町村（直接事業）・所有者（市町村による間接事業）  地方公共団体 ・独立行政法人 ・国立大学法人 ・学校法人 ・公益法人 ※解説整備は全事業者対応	
必要条件	文化財保存の観点  保存活用計画（未策定の場合は策定経費のみ） 現状変更が行われないこと 保存活用計画（未策定の場合は策定経費のみ）	観光の観点  营利かつインバウンド誘客目的+右記 外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法を設定していること	
補助上限額	50%+加算  上限 2億円（付帯施設の新築は整備する機能ごとに2000万円）	50%+加算  上限 1000万円+加算（最大5000万円まで）	50%+加算  上限 5000万円+加算
補助対象経費	【公開範囲の仕上工事】工事経費・設計監理料・技術指導料など 及び 【保存活用計画策定】策定経費【活用設備・安全対策】工事経費・環境整備費・設計監理料など (×構造部分の工事は対象外)	【公開範囲の仕上工事】工事経費・設計監理料・技術指導料など 【保存活用計画策定】策定経費【活用設備・安全対策】工事経費・環境整備費・設計監理料など (×修理工事経費は対象外)	【保存活用計画策定】策定経費【活用設備・安全対策】工事経費・環境整備費・設計監理料など (×修理工費経費は対象外)
担当	文化資源活用課事業係・文化財第二課登録部門		
	文化資源活用課事業係・文化財第二課登録部門		